

南相馬市イベントボランティア登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が主催又は共催等により開催するイベントに参加するボランティアの登録に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 ボランティアの登録の対象とするイベント（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が主催として実施する事業
- (2) 市が事業実施主体の構成員となって実施する事業
- (3) 市が共催として実施する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 災害発生に伴う被災者の支援、復旧等に関する事業は、前項各号に規定する事業から除くものとする。

(登録)

第3条 ボランティアの登録ができるものは、あらかじめ市に登録した15歳以上の個人又は団体若しくは組織とし、次のものを除くものとする。

- (1) 政治、宗教、営利活動若しくは反社会的活動を目的としてボランティアを行おうとする個人
- (2) 政治、宗教、営利活動若しくは反社会的活動を目的としてボランティアとして派遣しようとする団体又は組織

2 18歳未満の者が登録しようとするときは、その者の保護者の同意を得ていなければならない。

(登録期間)

第4条 ボランティアの登録期間は、西暦の偶数年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、当該期間の途中で登録する場合は、当該期間の末日までとする。

(登録の手続き)

第5条 ボランティアの登録をしようとするときは、ボランティア登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、ボランティア登録承認通知書(様式第2号)を通知し登録台帳に登録するものとする。

(登録の変更)

第6条 前条第2項の規定に基づきボランティア登録されたもの(以下「登録者」という。)は、登録の内容に変更があったときは、市長にボランティア登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項により届を受理したときは、その内容を確認し、登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し)

第7条 登録者が登録の取消しを申し出たときは、市長にボランティア登録抹消届(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、登録者が次のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録期間が満了し、被登録者が登録の更新の意思がないとき
- (2) 登録者(個人に限る。)が死亡したとき。
- (3) 登録者(団体又は組織に限る。)が解散したとき。
- (4) 登録者が登録要件に適合しないとき。
- (5) 登録者が不正な手段により登録したことを確認したとき。
- (6) その他登録が適当でないと判断したとき。

(費用弁償等)

第8条 ボランティア活動は原則として無償とする。ただし、交通費、食費、活動に関する材料費等の実費等については、事業ごとに別に定める。

2 事業の主催者は、ボランティア活動に関する傷害保険に加入するものとする。

(募集情報の提供方法等)

第9条 ボランティア募集情報の提供は、市長が対象事業に関するボランティア登録をしているもの及びボランティア活動を希望するものに対して、提供するものとする。

(研修会等の開催)

第10条 市長は、登録者に対して、ボランティア活動を行う上で必要な知識の習得又は技能向上に資する研修会等の開催及び情報提供に努めるものとする。

(庶務)

第11条 ボランティア登録に関する事務は、コミュニティ推進課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。